

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件 二〇三
- 農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第一項の規定により認可の申請があつた件 二〇三
- 指定漁船を普通損害保険に付すべきことについて同意があつた件六件 二〇七
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件六件 二〇九
- 森林病害虫等防除法による駆除命令に係る事項を定めた件 二〇九
- 道路の区域を変更する件 二〇九
- 道路の供用を開始する件二件 二一〇
- 公 告 二一〇
- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があつた件 二一一
- 土地改良区の役員の住所に変更があつた旨届出があつた件 二一一
- 県営土地改良事業の工事が完了した件 二一一
- 都市計画を変更する件 二一一
- 東日本大震災復興特別区域法により都市計画を変更する件三件 二一一
- 随意契約の相手方を決定した件四件 二一一
- 福 島 県 教 育 委 員 会 二一一
- 福島県立高等学校学則の一部を改正する規則 二一五
- 福島県立学校公印規程の一部を改正する訓令 二一五
- 福 島 県 公 安 委 員 会 二一五
- 道路交通法による指定講習機関の指定を受けた者から変更の届出があつた件 二一六
- 道路交通法による運転免許取得者教育の認定を受けた者から変更の届出があつた件 二一六

告 示

福島県告示第二百二十四号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を平成二十九年二月二十二日救急病院として認定した。

平成二十九年二月二十八日

名称 桑野協立病院
所在地 郡山市島二一九一八
福島県知事 内堀 雅 雄
認定有効期限 平成三二年二月二一日
(地域医療課)

福島県告示第二百五号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があつた。当該農用地利用配分計画は、福島県農林水産部農業支援総室農業担い手課で平成二十九年二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月二十八日

福島県知事 内堀 雅 雄

氏名又は名称	住所又は所在地	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地	認可申請年月日
長南 昭一	福島市松川町浅川字古浅川四四	福島市二子塚字針下駄南一〇ほか九筆	平成二十九年二月一〇日	
佐藤 善一	二本松市吉倉字高日向一三	二本松市吉倉字長窪五ほか十一筆	同 日	
菅野 茂	二本松市洪川字火打古屋一〇	二本松市洪川字関水二	同 日	
有限会社 加藤牧場	二本松市油井字福岡八	二本松市吉倉字高日向一ほか一筆	同 日	
佐治 卓郎	郡山市湖南町三代字御代一二一三	郡山市湖南町三代字御代一二七五ほか二筆	同 日	

高橋 徹	高橋 研一	有 限 会 社 ニ ュ ー ワ ー ル ド	坂本 一彰	境 光司	星見 光英	伊佐見 正幸	村上 靖一	館内 浩之	佐藤 廣	杉内 昌男
南相馬市原町区下高平字如来堂一二一	南相馬市原町区下高平字如来堂一二九	南相馬市原町区泉字塚越七	南相馬市原町区馬場字石住一三八	南相馬市原町区上太田字中島六二	南相馬市原町区上太田字内堀子一二二	南相馬市原町区上太田字内堀子二三〇一	南相馬市原町区下太田字川内迫四五二	南相馬市原町区高字城ノ内一〇〇	南相馬市原町区大甕字戸屋下六二	南相馬市原町区高字大豆柄内二四〇
南相馬市原町区下高平字川原四四四ほか九筆	南相馬市原町区下高平字川原四六七ほか二筆	南相馬市原町区泉字関下二八八ほか百十五筆	南相馬市原町区上太田字石積五四三―一ほか十六筆	南相馬市原町区上太田字内堀子三一八ほか三十二筆	南相馬市原町区上太田字内堀子三一六ほか六十九筆	南相馬市原町区上太田字内堀子三一七	南相馬市原町区高字八斗蒔一一五―一ほか一筆	南相馬市原町区高字城ノ内一〇〇―二ほか十四筆	南相馬市原町区高字舟橋二〇三ほか一筆	南相馬市原町区高字大豆柄内二三九
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日

鈴木 英直	門馬 重徹	北山 隆男	仲野内 尚	増山 一郎	宍戸 五月	佐藤 富雄	佐藤 忠清	佐藤 清明	佐藤 仁一	佐藤 光夫	佐藤 光政
南相馬市原町区泉字広畑二九	南相馬市原町区泉字寺前五四	南相馬市原町区下北高平字北山四〇	南相馬市原町区上北高平字曲田二六一	南相馬市原町区下北高平字北中谷地一八八	南相馬市原町区泉字前向七二八	南相馬市原町区泉字町下一八	南相馬市原町区下高平字川原一三五	南相馬市原町区錦町一―八二	南相馬市原町区泉字町畑八六一	南相馬市原町区泉字寺家前二九八	南相馬市原町区下高平字川原二〇
南相馬市原町区泉字広畑七〇〇ほか二筆	南相馬市原町区泉字根渡四二二ほか十四筆	南相馬市原町区下北高平字荷渡七一五ほか四筆	南相馬市原町区下北高平字北中谷地二〇〇―二ほか二十一筆	南相馬市原町区下北高平字馬洗場六三四―二ほか二十五筆	南相馬市原町区泉字須賀内一八〇―二ほか十六筆	南相馬市原町区泉字町二五三一―ほか五筆	南相馬市原町区下高平字内川原五二一―一ほか四十七筆	南相馬市原町区泉字前向一〇六九ほか七十二筆	南相馬市原町区泉字町畑二四二ほか一筆	南相馬市原町区泉字町二六〇ほか二筆	南相馬市原町区下高平字川原四四五ほか一筆
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日

鈴木 俊博	南相馬市原町区下北 高平字荷渡四六	南相馬市原町区下北高平 字荷渡七二一ほか一筆	同	日
鈴木 正之	南相馬市原町区下北 高平字古館一一六一	南相馬市原町区下北高平 字古館三六七ほか一筆	同	日
鈴木 洋一	南相馬市原町区下北 高平字赤字津木一六 九	南相馬市原町区下北高平 字赤字津木五二五ほか三 筆	同	日
鈴木 利将	南相馬市原町区下高 平字御屋敷四八	南相馬市原町区下高平字 桜井前五三五一二ほか七 筆	同	日
菊地 洋一	南相馬市原町区泉字 寺家前二六二	南相馬市原町区泉字前川 原五九〇一ほか四筆	同	日
藁谷 範夫	いわき市平下荒川字 剃町九一二一八	いわき市三和町下永井字 軽井沢三六七	同	日

(農業担い手課)

福島県告示第百二十六号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第一項の規定により、
勿来加入区の指定漁船所有者から、その所有する指定漁船の全部を普通損害保険に付す
べきことについて同意があった。
平成二十九年二月二十八日

福島県知事 内堀 雅雄
(水産課)

福島県告示第百二十七号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第一項の規定により、
江名加入区の指定漁船所有者から、その所有する指定漁船の全部を普通損害保険に付す
べきことについて同意があった。
平成二十九年二月二十八日

福島県知事 内堀 雅雄
(水産課)

福島県告示第百二十八号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第一項の規定により、
豊間加入区の指定漁船所有者から、その所有する指定漁船の全部を普通損害保険に付す
べきことについて同意があった。
平成二十九年二月二十八日

福島県知事 内堀 雅雄
(水産課)

福島県告示第百二十九号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第一項の規定により、
四倉加入区の指定漁船所有者から、その所有する指定漁船の全部を普通損害保険に付す
べきことについて同意があった。
平成二十九年二月二十八日

福島県知事 内堀 雅雄
(水産課)

福島県告示第百三十号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第一項の規定により、
久之浜加入区の指定漁船所有者から、その所有する指定漁船の全部を普通損害保険に付
すべきことについて同意があった。
平成二十九年二月二十八日

福島県知事 内堀 雅雄
(水産課)

福島県告示第百三十一号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第一項の規定により、
新地加入区の指定漁船所有者から、その所有する指定漁船の全部を普通損害保険に付す
べきことについて同意があった。
平成二十九年二月二十八日

福島県知事 内堀 雅雄
(水産課)

福島県告示第百三十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第
三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手
方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の
規定により当該通知の内容を只見町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、
次のとおりである。
平成二十九年二月二十八日

平成二十九年二月二十八日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 所在の不明な者の氏名
長谷川政藏 馬場三次 目黒幸男

二 通知の内容の要旨

1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。

2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件（平成二十九年福島県告示第四十七号）によること。

3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を只見町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成二十九年二月二十八日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 所在の不明な者の氏名

渡部敬一 渡部ツネヨ 増田守 渡部國市 渡部正純 渡部幸信 渡部ソノモ 渡部稔 目黒唯夫 目黒寅次 目黒つね 増田守

二 通知の内容の要旨

1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。

2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件（平成二十九年福島県告示第四十六号）によること。

3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手

方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を只見町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。
平成二十九年二月二十八日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 所在の不明な者の氏名

星孝一 星嘉吉 星梅次 星美男 星宗次郎 山神社 星清一 星梅次 星美知子 星嘉吉

二 通知の内容の要旨

1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。

2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件（平成二十九年福島県告示第四十八号）によること。

3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を只見町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成二十九年二月二十八日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 所在の不明な者の氏名

船木寅佐 船木幸吉 吉津七郎 小沼良平 渡部武一 吉津芳松 船木寅次 尾形秀広 船木哲治

二 通知の内容の要旨

1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。

2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件（平成二十九年福島県告示第四十五号）によること。

3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

福島県告示第百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を只見町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成二十九年二月二十八日

福島県知事 内堀 雅雄

一 所在の不明な者の氏名

- 吉津堅次 大竹利右エ門 目黒衛 目黒國三郎 目黒辰衛 目黒伊吉 目黒庄五郎
- 目黒太一郎 皆川初太郎 皆川博 吉津一八 吉津賢 吉津茂三郎 吉津安一
- 目黒恵一 吉津島次 吉津島次 一村総持 皆川利八 目黒庄五郎

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった件（平成二十九年福島県告示第五十一号）によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を只見町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成二十九年二月二十八日

福島県知事 内堀 雅雄

一 所在の不明な者の氏名

- 馬場喜造 馬場順七郎 馬場興市 馬場三次郎 馬場三四郎 馬場栄三郎 五十嵐コマチ 五十嵐千一 目黒孝平 五十嵐剛 高橋伸子 五十嵐増男 南会津郡八幡村大字塩ノ岐区 大塚純一 船木寅佐 吉津七郎 小沼良平 目黒長次 渡部武一
- 船木教衛 吉津芳松 船木寅次 尾形秀広 船木哲治

二 通知の内容の要旨

（森林保全課）

- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった件（平成二十九年福島県告示第四十九号）によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第百三十八号

森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第一項の規定による駆除命令に係る事項を次のとおり定めた。

平成二十九年二月二十八日

福島県知事 内堀 雅雄

一 区域及び期間

- 1 区域 福島県一円
- 2 期間 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

二 森林病害虫等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

- 一 1に掲げる区域に所在する松くい虫が付着している伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材であるものを含む。）並びにこれらの包装をいう。）は、松くい虫を駆除した後でなければ移動させることができないものとする。ただし、特別伐倒駆除（松くい虫が付着している松の樹木の伐倒及び破砕（破砕後の木片の厚さが六ミリメートル（木材チップパー）により破砕する場合）にあつては、十五ミリメートル）以下となるように破砕を行うものに限る。）又は当該樹木の伐倒及び焼却（炭化を含む。）をいう。）を行う場合は、この限りでない。
- 四 命令をしようとする理由

県内一円の松林における本年度の松くい虫の被害の発生状況から見て、三の措置を行わなければ松くい虫が異常にまん延し、県内一円の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

（森林保全課）

福島県告示第百三十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所平成二十九年二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長
一般国道 一一八号	石川郡石川町大字中野 字竹下一一四番三地从 から 同 郡同 町大字中野 字竹下三〇番一地从先ま で	変更前 変更後	一九・五 五三・七	七五・〇 七五・〇

(道路計画課)

福島県告示第四百十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十九年二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十九年二月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道熱塩加納山都西 会津線	喜多方市山都町一ノ木字越戸乙四 〇九九番一地从先から 同 市山都町一ノ木字西高石乙 四一二番三地从先まで	平成二十九年二月二十八日

(道路計画課)

福島県告示第四百一十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十九年二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十九年二月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道二一五号	相馬市山上字間ノ次郎九七番地先 から 同 市山上字小田原一四番地先ま で	平成二十九年二月二十八日

(道路計画課)

公 告

公告第四十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。
平成二十九年二月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称	役員氏名	住所
鹿島町土地改良区	鹿島 一成	南相馬市原町区北長野字北原田二三四番地
	渡邊 英雄	市鹿島区栃窪字東畑八三番地
	遠藤 嘉規	市同 区角川原字竹ノ花二二〇番地
	長澤 初男	市同 区山下字中ノ内一〇番地
	西 順雄	市同 区浮田字満中内一三二番地
	大塚 基	市同 区檜原字台一二四番地
	桑折 周一	市同 区北屋形字行沼三番地
	原 成孝	市同 区南屋形字西原六三番地
	遠藤 充夫	市同 区北海老字玉貫一四一番地
	竹田 紘一	市同 区江垂字天神沢二一番地
	鈴木 芳富	市同 区川子字内田一〇五番地
	烏中 清	市同 区鳥崎字町二八番地
	大悲山 仁	市同 区鹿島字町一五七番地
	今村 秀紀	市同 区鹿島字館ノ内四二番地
	五賀 計	市同 区南右田字榎内九番地
	林 正身	市同 区牛河内字竹ノ内六六番地
	鈴木 武男	市同 区南柚木字仲板八四番地
	但野 昌孝	市同 区寺内字西館三五番地

就任した役員

役別	氏名	住所
理事	櫻井 勝延	南相馬市原町区江井字馬場五四番地
同	大亀 英雄	市鹿島区栃窪字東畑八三番地
同	遠藤 嘉規	市同 区角川原字竹ノ花二二〇番地
同	田中 邦男	市同 区小山田字柿ノ内二三四番地
同	西 達也	市同 区浮田字鶴喰三四番地
同	大塚 基	市同 区榎原字台一二四番地
同	鈴木 武男	市同 区南柚木字仲板八四番地
同	大井 憲一	市同 区南屋形字御北前一〇四番地
同	渡邊 重明	市同 区北海老字堂ヶ迫一六〇番地の六
同	但野 昌孝	市同 区寺内字西館三五番地
同	鈴木 芳富	市同 区川子字内田一〇五番地
同	鳥中 清	市同 区鳥崎字町二八番地
同	大悲山 仁	市同 区鹿島字町一五七番地
同	今野 公夫	市同 区鹿島字豊田一一六番地
同	五賀 計	市同 区南右田字榎内九番地
同	西山 高志	市同 区横手字鶴時三七番地
同	田中 勝雄	市同 区寺内字三里一番地の三九
同	高田 光好	市同 区北右田字高田二二番地

(農村計画課)

公告第四十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、鹿島町土地改良区から次のとおり役員住所に変更があつた旨届出があつた。

平成二十九年二月二十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

変更があつた者の役別、氏名及び住所

役別	氏名	住所
理事	鳥中 清	変更前 南相馬市鹿島区鳥崎字町二八番地
		変更後 同 市同 区寺内字仏方九一番地の二

(農村計画課)

公告第四十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により、沖内地区に係る県営特定農業用管水路等特別対策事業の工事は、平成二十八年十二月十七日完了したので公告する。

平成二十九年二月二十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

公告第四十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第十七条第一項の規定により、二本松本宮都市計画道路を変更するため当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年二月二十八日

(農村計画課)

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 都市計画から除外される土地の区域
 - 二本松市のうち上竹一丁目、上竹二丁目、冠木、高田、茶園一丁目、本町二丁目、亀谷一丁目及び郭内一丁目の各一部の区域
- 二 縦覧場所
 - 福島県県北建設事務所企画管理部企画調査課及び二本松市建設部都市計画課
- 三 縦覧期間
 - 平成二十九年二月二十八日から平成二十九年三月十四日まで
- 四 意見書の提出
 - 二本松本宮都市計画道路を変更する案について、二本松市の住民及び利害関係人は、都市計画法第二十一条第二項で準用する同法第十七条の規定により、住所、氏名及び意見を記した意見書を二に掲げる機関を経由して、三に掲げる縦覧期間内に福島県に提出することができる。

(都市計画課)

公告第四十六号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十八条第四項の規定により、広野町復興整備計画に広野檜葉都市計画の変更に係る広野檜葉都市計画に定めるべき事項を次のとおり記載する予定である。

平成二十九年二月二十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 都市計画の変更の種類及び名称
 - 1 種類 広野檜葉都市計画緑地
 - 2 名称 一号ひろの防災緑地
- 二 都市計画の変更を定める土地の区域
 - 1 新たに都市計画に含まれる土地の区域
 - 双葉郡広野町のうち大字下浅見川字観音前、字川原田、字比屋蔭及び字前川原の各一部の区域並びに大字下北迫字宮田、字久保田及び字前川原の各一部の区域
 - 2 都市計画から除外される土地の区域
 - 双葉郡広野町のうち大字下浅見川字観音前、字川原田、字比屋蔭、字前川原及び字本町の各一部の区域並びに大字下北迫字宮田、字久保田及び字前川原の各一部の区域

三 都市計画の変更の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

福島県相双建設事務所企画管理部企画調査課、福島県富岡土木事務所道路・橋梁課及び広野町建設課

2 縦覧期間

平成二十九年二月二十八日から同年三月十四日まで

四 その他

広野檜葉都市計画緑地を変更する案について、広野町の住民及び利害関係人は、東日本大震災復興特別区域法第四十八条第五項の規定により、住所、氏名及び意見を記した意見書を福島県相双建設事務所長、福島県富岡土木事務所長又は広野町長を経由して、三の2に掲げる縦覧期間内に福島県に提出することができる。

(都市計画課)

公告第四十七号

東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第二百二十二号)第四十八条第四項の規定により、広野町復興整備計画に広野檜葉都市計画の変更に係る広野檜葉都市計画に定めるべき事項を次のとおり記載する予定である。

平成二十九年二月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

一 都市計画の変更の種類及び名称

1 種類 広野檜葉都市計画道路

2 名称 三・六・一号下浅見川下北迫線

二 都市計画の変更を定める土地の区域

1 新たに都市計画に含まれる土地の区域

双葉郡広野町のうち大字下浅見川字川原田、字比屋蔭及び字前川原の各一部の区域並びに大字下北迫字宮田及び字北釜の各一部の区域

2 都市計画から除外される土地の区域

双葉郡広野町のうち大字下浅見川字観音前、字坊田、字川原田、字比屋蔭、字前川原及び字本町の各一部の区域並びに大字下北迫字宮田、字久保田、字北釜、字東町及び字大谷地原の各一部の区域

三 都市計画の変更の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

福島県相双建設事務所企画管理部企画調査課、福島県富岡土木事務所道路・橋梁課及び広野町建設課

2 縦覧期間

平成二十九年二月二十八日から同年三月十四日まで

四 その他

広野檜葉都市計画道路を変更する案について、広野町の住民及び利害関係人は、東日本大震災復興特別区域法第四十八条第五項の規定により、住所、氏名及び意見を記

した意見書を福島県相双建設事務所長、福島県富岡土木事務所長又は広野町長を経由して、三の2に掲げる縦覧期間内に福島県に提出することができる。

(都市計画課)

公告第四十八号

東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第二百二十二号)第四十八条第四項の規定により、広野町復興整備計画に広野檜葉都市計画の変更に係る広野檜葉都市計画に定めるべき事項を次のとおり記載する予定である。

平成二十九年二月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

一 都市計画の変更の種類及び名称

1 種類 広野檜葉都市計画河川

2 名称 一号浅見川

二号北迫川

二 都市計画の変更を定める土地の区域

1 新たに都市計画に含まれる土地の区域

双葉郡広野町のうち大字下浅見川字観音前、字坊田、字川原田及び字前川原の各一部の区域

2 都市計画から除外される土地の区域

双葉郡広野町のうち大字下浅見川字比屋蔭及び字前川原の各一部の区域並びに大字下北迫字北釜、字久保田、字前川原及び字腰巻の各一部の区域

三 都市計画の変更の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

福島県相双建設事務所企画管理部企画調査課、福島県富岡土木事務所道路・橋梁課及び広野町建設課

2 縦覧期間

平成二十九年二月二十八日から同年三月十四日まで

四 その他

広野檜葉都市計画河川を変更する案について、広野町の住民及び利害関係人は、東日本大震災復興特別区域法第四十八条第五項の規定により、住所、氏名及び意見を記した意見書を福島県相双建設事務所長、福島県富岡土木事務所長又は広野町長を経由して、三の2に掲げる縦覧期間内に福島県に提出することができる。

(都市計画課)

公告第49号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥収集運搬及び処分業務（県中浄化センター）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成29年2月28日

福島県県中流域下水道建設事務所長 青 山 徹

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量
脱水汚泥収集運搬及び処分業務（県中浄化センター） 2,900 t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
福島県県中流域下水道建設事務所 福島県郡山市日和田町字山ノ井5番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成29年1月30日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社あいづダストセンター 福島県会津若松市神指町大字南四合字才ノ神461番地
- 5 随意契約に係る契約金額
20,304円（1 t当たり）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
特例政令第11条第1項第1号該当

（総務課）

公告第50号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥処分業務（県中浄化センター）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成29年2月28日

福島県県中流域下水道建設事務所長 青 山 徹

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量
脱水汚泥処分業務（県中浄化センター） 3,900 t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
福島県県中流域下水道建設事務所 福島県郡山市日和田町字山ノ井5番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成29年1月20日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
太平洋セメント株式会社 東京都港区台場二丁目3番5号
- 5 随意契約に係る契約金額
14,040円（1 t当たり）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
特例政令第11条第1項第1号該当

（総務課）

公告第51号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥処分業務（白河都市環境センター）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成29年2月28日

福島県県中流域下水道建設事務所長 青 山 徹

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量

- 脱水汚泥処分業務（白河都市環境センター） 3,650 t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
福島県県中流域下水道建設事務所 福島県郡山市日和田町字山ノ井5番地
 - 3 随意契約の相手方を決定した日
平成29年1月26日
 - 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本環境株式会社 東京都港区浜松町二丁目1番16号
 - 5 随意契約に係る契約金額
13,500円（1 t 当たり）
 - 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
 - 7 随意契約によることとした理由
特例政令第11条第1項第1号該当

（ 総 務 課 ）

公告第52号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥処分業務（県中浄化センター）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成29年2月28日

福島県県中流域下水道建設事務所長 青 山 徹

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量
脱水汚泥処分業務（県中浄化センター） 8,900 t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
福島県県中流域下水道建設事務所 福島県郡山市日和田町字山ノ井5番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成29年1月30日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
オリックス資源循環株式会社 埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山313番地
- 5 随意契約に係る契約金額
36,936円（1 t 当たり）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
特例政令第11条第1項第1号該当

（ 総 務 課 ）

福島県教育委員会

福島県立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十九年二月二十八日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第三号

福島県立高等学校学則の一部を改正する規則

福島県立高等学校学則(昭和三十三年福島県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「準ずる学校」の下に「若しくは義務教育学校」を加える。

別表第一福島県立福島北高等学校の項中「一六〇〇人」を「五六〇人」に改め、同表福島県立川俣高等学校の項中「一六〇〇人」を「二二〇人」に改め、同表福島県立安達高等学校の項中「六四〇人」を「六〇〇人」に改め、同表福島県立二本松工業高等学校の項中「二四〇人」を「二〇〇人」に改め、同表福島県立本宮高等学校の項中「二八〇人」に、「二四〇人」に改め、同表福島県立岩瀬農業高等学校の項中「四〇人」を「八〇人」に、「八〇人」を「四〇人」に改め、同表福島県立光南高等学校の項中「六四〇人」を「六〇〇人」に改め、同表福島県立白河高等学校の項中「七二〇人」を「六八〇人」に改め、同表福島県立石川高等学校の項中「二八〇人」を「二四〇人」に改め、同表福島県立喜多方高等学校の項中「四〇〇人」を「三六〇人」に改め、同表福島県立喜多方高等学校の項中「四〇〇人」を「三六〇人」に改め、同表福島県立猪苗代高等学校の項中「四〇人」を「八〇人」に、「八〇人」を「四〇人」に改め、同表福島県立田島高等学校の項中「三二〇人」を「二八〇人」に改め、同表福島県立磐城桜が丘高等学校の項中「八八〇人」を「八四〇人」に改め、同表福島県立平商業高等学校の項中「一六〇人」を「一二〇人」に改め、同表福島県立いわき総合高等学校の項中「七二〇人」を「六八〇人」に改め、同表福島県立いわき光洋高等学校の項中「六四〇人」を「六〇〇人」に改め、同表福島県立湯本高等学校の項中「二二〇人」を「一八〇人」に改め、同表福島県立小名浜高等学校の項中「二〇〇人」を「一六〇人」に改め、同表福島県立四倉高等学校の項中「二八〇人」を「二四〇人」に改め、同表福島県立双葉高等学校の項及び福島県立浪江高等学校の項中「四〇人」を「〇人」に改め、同表福島県立双葉翔陽高等学校の項中「八〇人」を「〇人」に改め、同表福島県立ふたば未来学園高等学校の項中「三二二人」を「四七二人」に改め、同表福島県立小高商業高等学校の項及び福島県立小高工業高等学校の項を次のように改める。

福島県立小高産業技術高等学校	全日制	機械科	二〇〇人	南相馬市
電気科			二二〇人	

別表第二福島県立小野高等学校平田校の項中「二二〇人」を「八〇人」に改め、同表福島県立浪江高等学校津島校の項中「四〇人」を「〇人」に改める。

附則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

福島県教育委員会訓令第一号

福島県立学校公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十九年二月二十八日

福島県立学校公印規程の一部を改正する訓令

福島県立学校公印規程(昭和三十三年福島県教育委員会訓令第一号)の一部を次のように改正する。

工業化学科	四〇人
産業革新科(環境化学コース)	四〇人
産業革新科(電子制御コース)	四〇人
産業革新科(ICTコース)	二〇人
産業革新科(経済・金融コース)	二〇人
情報ビジネス科	八〇人
流通ビジネス科	二二〇人

(高校教育課)

県立学校

福島県教育委員会

福島県公安委員会

第二条の表中「福島県立盲学校長印」を「福島県立視覚支援学校長印」に、「同
盲学校長」を「同 視覚支援学校長」に、「福島県立聾学校長印」を「福島県立
聴覚支援学校長印」に、「同 聾学校長」を「同 聴覚支援学校長」に、「(福
島県立各養護学校)長印」を「(福島県立各支援学校)長印」に、「(各養護学校)を
「各支援学校長」に、「(福島県立聾学校平分校長印)を「(福島県立聴覚支援学校平分校
校長印)」に、「同 聾学校平分校長」を「同 聴覚支援学校平分校長」に改
める。

附 則
この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。

(高校教育課)

福島県公安委員会告示第10号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定により指定を受けた指
定講習機関から、指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第
4条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

平成29年2月28日

福島県公安委員会委員長 洪 佐 克 之
届出に係る指定講習機関として指定を受けた者の氏名又は名称及び変更した事項

氏名又は名称	変更した事項	変 更 前	変 更 後
第一総合ホールディングス株式会社	名称	会津総合開発株式会社	第一総合ホールディングス株式会社
	住所	喜多方市字大谷地8014番地の2	喜多方市字大谷地8014番地2
	代表者の氏名	荒川輪吉	五十嵐雄一
	事務所の名称	喜多方自動車教習所	喜多方ドライビングスクール
	事務所の所在地	喜多方市字大谷地8014番地の2	喜多方市字大谷地8014番地2

(運転免許課)

福島県公安委員会告示第11号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第1項の規定により認定を受け

た運転免許取得者教育を行う者から、運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

平成29年2月28日

福島県公安委員会委員長 洪 佐 克 之

届出に係る運転免許取得者教育の認定を受けた者の氏名又は名称及び変更した事項

氏名又は名称	変更した事項	変 更 前	変 更 後
第一総合ホールディングス株式会社	名称	会津総合開発株式会社	第一総合ホールディングス株式会社
	住所	喜多方市字大谷地8014番地の2	喜多方市字大谷地8014番地2
	代表者の氏名	荒川輪吉	五十嵐雄一
	施設の名称	喜多方自動車教習所	喜多方ドライビングスクール
	施設の所在地	喜多方市字大谷地8014番地の2	喜多方市字大谷地8014番地2

(運転免許課)

福島県報の購読申込みについて

福島県報を御購読いただきありがとうございます。

現在の購読期限は、平成29年3月末日となっておりますが、来年度も引き続き購読を希望される方や新たに購読を希望される方は、次のページの申込書に必要事項を記載の上3月31日（金）までに福島県総務部文書管財総室文書法務課（郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号）にお申し込みください。

購読料（月額3,500円。送料を含む。）につきましては、お申し込み後に納入通知書を送付しますので、納入期限までに福島県指定金融機関（東邦銀行）又は福島県収納代理金融機関（東邦銀行以外の銀行、信用金庫、信用組合等）に納入してください。

福 島 県 報 購 読 申 込 書

平成 年 月 日

福 島 県 知 事

郵便番号

住所又は主たる事務所の所在地

氏名又は名称及び法人その他の
団体にあつては、その代表者の
氏名

㊞

電話番号

福島県報を 部 平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで 箇月間購読します。